

2022年6月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役社長 山 野 義 友

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご検討いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
（コンファレンスセンター）
（末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少の件
第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yamano-hd.com/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.yamano-hd.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、パソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

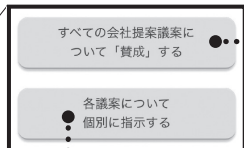


※QRコード時は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

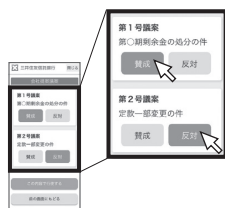
2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

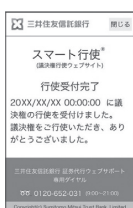


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります (パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード



3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードを登録ください。

パスワード



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、新型コロナウイルスの感染状況により断続的に経済活動が規制される厳しい状況が続きました。ワクチン接種の普及に伴う感染者数の減少と活動制限緩和を背景として個人消費に持ち直しの兆しは見られたものの、新たな変異株による感染再拡大の影響により消費マインドが再び後退し、またウクライナ情勢の緊迫化や世界的な原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループでは、このような事業環境において、全店でお客様と従業員の健康と安全確保を最優先とした環境整備を行いながら、コロナ感染状況や消費動向の変化に応じた事業運営に努めたほか、グループ全体で業務効率化の推進及び管理運営コストの削減に取り組み、事業基盤の強化に努めてまいりました。また、IT化による全社的な業務効率化と生産性・収益力向上への取り組みに着手いたしました。

当連結会計年度の連結業績は、2019年11月に譲り受けた「かのこ」や2020年3月に子会社化した「株式会社マンツーマンアカデミー」の業績が順調に推移したことや、店舗休業・時短営業が前期から大幅に減少したこともあり、売上高は131億75百万円（前期比3.7%増）となりました。利益面では、増収による売上総利益の増加はありましたが、特別損失に振り替えた新型コロナウイルス感染症による損失が前期より大幅に減少した影響等もあり、営業利益は2億81百万円（前期比15.2%減）、経常利益は2億65百万円（前期比18.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、増収による影響や新型コロナウイルス感染症による損失及び減損損失の減少等により1億1百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失3億24百万円）と大きく改善いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

・美容事業

美容事業においては、予約状況に合わせた勤務体制管理の徹底をはじめとしたコストコントロールに努めるとともに、不採算店舗の閉鎖を行い、収益構造の強化を図ってまいりました。当期は、前期より10店舗減となった影響があり、売上高は19億91百万円（前期比6.0%減）となりました。損益面では、不採算店舗の閉鎖等による収益改善はあったものの、一部固定費の特別損失への振り替えが前期に比べ1億79百万円減少したことがあり、セグメント損失は51百万円（前期はセグメント利益10百万円）となりました。美容事業では運営コスト削減に引き続き努めるとともに、当下期より美容サロンではカット&カラーにスパを加えた新メニューを導入、ネイルサロンではフット・ハンドケアメニューに加えて新たにフェイシャルケアメニューを導入するなど、お客さまニーズに応える新メニューの開発を推進しております。また、ネイルと美容サロンの複合形態の新店舗出店を実施し、収益力向上に努めております。

・和装宝飾事業

和装宝飾事業においては、通常営業店舗が増加したことによる売上高回復傾向が継続し、また2019年11月に譲り受けた和装小売店舗「かのこ」でのリスタートプランが順調に進捗し、売上高の好調を維持したこと等により、売上高は97億6百万円（前期比7.3%増）となり、セグメント利益は3億19百万円（前期比47.7%増）と大きく改善しました。和装宝飾事業では、店頭販売活性化のキャンペーン強化や子会社の株式会社すずのきでの新コンセプトショップ「たまゆう川口店」の出店を実施したほか、従来からのソフト戦略である「前染結び着方教室」や着る機会を提供する「きもの会」を、コロナ感染状況を見極めつつ少人数・小規模で徐々に再開し、お客さま満足の向上と新たなきものファンの獲得に努めております。

・DSM事業

DSM事業においては、展示販売会での集客は依然として厳しく、コロナ禍で需要が高まった健康関連商品の販売を推進し、訪問販売の強化に努めてまいりましたが、事業所の統廃合や販売員稼働の低下等の影響もあり、売上高は9億68百万円（前期比8.4%減）となりました。一方でコスト管理の強化を推進し、セグメント損失は22百万円（前期はセグメント損失33百万円）と改善いたしました。DSM事業では、組織再編による人財開発の強化及び販売体制の再構築を実施し、提案商品の抜本的な見直しを図るとともに、新たな販売チャネル構築のため定期購入システム導入検討や、お客さまの『モノ』から『コト』へのニーズ変化に対応する新たなサービス開発として「暮らしお困り事サポート」への取組みを開始し、新規・休眠顧客の需要喚起に努めてまいります。

・その他の事業

その他の事業の収益は、株式会社マンツーマンアカデミーの学習塾運営収益、株式会社ヤマノセイビングの前払い式特定取引業による手数料収益及び一般社団法人日本技術技能教育協会の着物着付教室の運営収益、DX推進室の運営収益であります。売上高は、学習塾事業がコロナ禍においても生徒数を増加させ、堅調に推移したこともあり5億9百万円（前期比7.0%増）となりました。セグメント損失は、DX推進室の稼働開始に伴う開発・検証費用の発生等があり、32百万円（前期はセグメント利益8百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施した企業集団の設備投資の総額は、39百万円で、その主なものは営業拠点の改修等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、短期借入金が3億66百万円減少、長期借入金で5億円を調達し、長期借入金の返済を6億7百万円実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団が対処すべき課題

当社グループの企業理念は、「美道五原則 髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づく事業を行うことであり、この美道五原則に基づき、「商品」のみならず「ソフトと価値」を提供することで顧客を獲得し、事業の拡大を図ることを経営方針としています。

当社グループを取り巻く事業環境は、2020年以降の新型コロナウイルス感染症により消費市場への多大な影響を受けており、一般消費者に対する小売・サービス事業を主体とした当社グループでは、お客様の消費行動の急速な変化への対応が求められる状況にあります。そのような状況の下、当社グループが持続的な成長を実現していくために、「新たな事業形態構築への取り組み」、「業務効率化と生産性向上への取り組み」、「企業の社会的責任への取り組み」を推進してまいりましたが、今後、消費者のライフスタイル・価値観の多様化は一層加速していくことが想定されるため、以下の取り組みを進めてまいります。

① グループ重点戦略の推進

当社グループを取り巻く環境の大きな変化に迅速に対応し、グループの成長と拡大を目指していくために、グループのビジョン・重点戦略を整理し、中長期の将来を見据えた経営が必要であると認識しております。当社グループでは、事業環境の急激な変化への対応やM&A戦略の進捗等による影響については単年度ごとの計画・見直し等を公表してまいりましたが、中期的な経営計画の策定とその実現に取り組むことが企業価値向上につながるとの認識に立ち、グループの経営方針に基づいた中期経営戦略を策定してまいります。また中期的な経営戦略を検討するに当たっては、以下を重点課題とします。

・事業ポートフォリオの再構築

外部環境の変化に対応するため、柔軟性を内包する事業ポートフォリオの見直しと再構築に取り組むとともに、事業ごとの収益構造や効率性・成長性を踏まえた経営資源の配分を行う体制整備を図ってまいります。また事業ポートフォリオは経営環境の変化を踏まえ、定期的な評価・見直しを行ってまいります。

・M&A戦略との一体化

グループの成長戦略の柱であるM&A戦略により、新たな事業領域の開発を更に推進するとともに、販売チャネル多様化とグループシナジーによる収益力強化の両面から、より効果的なM&Aを行うために、中期経営戦略・事業ポートフォリオ再構築と一体化したM&A戦略を進めてまいります。

2019年に譲受した和装小売店舗「かのこ」や2020年3月に子会社化した株式会社マンツーマンアカデミーの業績は、コロナ禍においても順調な進捗となり、既存事業の下支えとなっております。2023年3月期には、東京ガイダンス株式会社及び株式会社OLD F L I Pの2社のM&Aを実施いたしますが、東京ガイダンス株式会社は株式会社マンツーマンアカデミーとともにグループの新たな事業領域である「教育事業」を構成することとなり、新事業

の拡大と成長を目指してまいります。さらに株式会社OLD FLIP取得によって、グループ内にリユースビジネスを取り込み、既存事業とも連携したグループ全体での持続可能なビジネスモデル構築を目指してまいります。

② 生産性・収益性向上への取り組み

当社では従前より、管理業務の効率化及び各事業での生産性向上を図っていくことが重要課題と認識しております。

全社的な生産性向上と収益力向上を実現するため、リモートワークやWeb会議の活用を推進し、定着させてきたほか、店舗の管理・運営コストのコントロールを強化し、事業基盤の強化に努めてまいりました。今後も費用削減の取り組みは継続していくとともに、さらに、内部統制レベル維持を基本としたIT活用による管理業務プロセスの見直しと社内制度の見直しを進めることで、従業員一人一人の新たな時間の創出を促し、営業力強化を図ってまいります。

また、業務プロセスの見直しと並行して、経営数値目標の整理を行い、経営の透明性を向上させることで、一層の生産性・収益性向上への取り組みを強化してまいります。

③ サステナビリティ経営への取り組み

当社グループでは、事業拡大・収益拡大への取り組みを推進する一方で、企業に求められる法的責任、経済的責任、社会貢献についても重視しており、中長期的な視点での持続可能な成長と企業価値向上が重要であると認識しております。これまでもお客さまと従業員の健康、安心・安全を最優先とした店舗の環境整備に努め、また企業市民としての社会貢献活動の取り組みとして、美容事業では、医療用ウィッグ作成プロジェクトであるヘアドネーション「つな髪」への協賛提携を継続して行っており、また和装事業では、純国産の生糸を守る活動としての桑苗の植樹活動や、振袖を親から子へ受け継ぎつつ現代に蘇らせる「ママ振り」の提案を行うなど、日本の伝統文化の伝承に努めてまいりました。

今後、サステナビリティを巡る取り組みについて企業が果たすべき社会的責任は一層重要度を増すと考えており、自社のサステナビリティに関する基本的な方針を定め、適切な対応を進めることが重要であると認識しております。

当社では、従来の社会貢献活動を維持しつつ、サステナビリティ経営への取り組みを深化させるため、SDGsの17ゴールと関連付けた当社の目標設定の検討を進めてまいります。具体的な取り組みについてグループ内での意識共有を図りつつ、グループ重点戦略とも連動し、事業面においても持続可能な社会の実現につながるビジネスモデルの構築を積極的に進め、企業価値向上に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 33 期 (2018年度)	第 34 期 (2019年度)	第 35 期 (2020年度)	第 36 期 (2021年度) (当連結会計年度)
売 上 高	14,105	14,064	12,701	13,175
経 常 利 益	265	67	325	265
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	141	3	△324	101
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	4.14円	0.10円	△9.68円	2.91円
総 資 産	7,154	7,761	10,988	9,297
純 資 産	1,511	1,310	1,008	1,165

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第32期より新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第36期の期首から適用しており、第36期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 33 期 (2018年度)	第 34 期 (2019年度)	第 35 期 (2020年度)	第 36 期 (2021年度) (当事業年度)
売 上 高	9,957	9,644	8,005	8,409
経 常 利 益	255	85	241	250
当期純利益又は当期純損失(△)	171	△28	△396	109
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	5.04円	△0.84円	△11.81円	3.15円
総 資 産	5,952	6,168	8,872	7,375
純 資 産	1,528	1,296	940	1,105

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出してしております。
2. 第32期より新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第36期の期首から適用しており、第36期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社すずき	10,000千円	100.0%	和装品、毛皮品等の販売
株式会社L. B. G	500千円	100.0%	美容室の経営
株式会社みうら	3,000千円	100.0%	ネイルサロンの経営
株式会社マンツーマンアカデミー	10,000千円	100.0%	学習塾の経営
株式会社ヤマノセイビング	100,000千円	100.0%	割賦販売法に基づく前払式特定取引による商品売上の取次

(注) 当社の企業集団は、上記②記載の重要な子会社を含め、当社及び連結子会社6社であります。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の主要なセグメントの内容

当社グループの主要な事業は、美容室の運営及び和装品、宝飾品、毛皮、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売並びに学習塾の経営であります。

事業部門	事業内容
美容事業	美容室、ネイルサロンの運営
和装宝飾事業	和装品、宝飾品、毛皮等の販売
D S M事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売
その他事業	前払式特定取引業、学習塾の経営、着物着付に関する普及、検定等

② 当社の主要な事業の内容

当社は、企業理念である美道五原則「髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づき、和装品、宝飾品、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売等を行っております。

事業部門	事業内容
美容事業	美容室の運営
和装宝飾事業	和装品、宝飾品の販売
D S M事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売

(12) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

- ① 当社 本社 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
営業店舗

部 門	店 舗 数 及 び 事 業 所 数	地 域 別
美容事業	72店舗	北海道1 東北3 関東50 中部北陸3 近畿15
和装宝飾事業	71店舗	東北7 関東30 中部北陸6 近畿9 中国四国4 九州沖縄15
D S M事業	41事業所	北海道4 東北8 関東5 中部北陸10 近畿6 中国四国5 九州沖縄3

② 主要な子会社の名称及びその所在地

会 社 名	所 在 地
株式会社すずのき	東京都渋谷区
株式会社L. B. G	東京都渋谷区
株式会社みうら	東京都渋谷区
株式会社マンツーマンアカデミー	千葉県旭市
株式会社ヤマノセイビング	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
610名(859名)	△54名

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
413名(472名)	△28名	52.7歳	11.7年

(注)1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数には、子会社への出向者は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,015,581千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	856,760千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	530,639千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	426,652千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	299,993千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	267,500千円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	113,326千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	106,658千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	67,335千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	50,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 88,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,096,189株（自己株式733,869株を除く。）
- (3) 株主数 4,992名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヤマノネットワーク	4,838千株	13.8%
山野 義友	3,848	11.0
山野愛子どろんこ美容株式会社	3,408	9.7
山野 功子	2,118	6.0
株式会社ヤマノ	1,479	4.2
UBS AG SINGAPORE	1,445	4.1
伊藤 和則	1,333	3.8
YHC取引先持株会	931	2.7
YHC従業員持株会	776	2.2
山野美容商事株式会社	440	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する223千株を含んでおりません。
3. 当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、株式給付信託（BBT）制度継続のため、同年5月31日付で自己株式170千株を株式会社日本カストディ銀行に設定されている信託E口に対し処分することを決議しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

(発行済株式総数の増加)

2021年4月2日付で第三者割当の方法により、伊藤和則氏に対して普通株式1,333,000株を新たに発行いたしました。その結果、当社の発行済株式総数は、35,096,189株(自己株式733,869株を除く。)となっております。

(自己株式の処分)

当社は2022年5月13日開催の取締役会において、第32期より導入している業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の継続のため、同年5月31日付で第三者割当の方法により自己株式170千株を処分することを決議いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 社 主	山 野 功 子	株式会社すずのき取締役社主 他会社の代表取締役を兼務
代表取締役 社 長	山 野 義 友	株式会社すずのき代表取締役会長 他子会社の代表取締役を兼務
取 締 役	岡 田 充 弘	専務執行役員管理本部長 他子会社の取締役を兼務
取 締 役	文 字 孝 一	常務執行役員和装宝飾事業本部長
取 締 役	橘 眞 吾	常務執行役員きもの事業本部長
取 締 役	高 田 陽 一	常務執行役員 株式会社すずのき代表取締役社長
取 締 役	新 居 靖 之	新居靖之税理士事務所代表
取 締 役	伊 能 美 和 子	株式会社タカラトミー社外取締役 株式会社学研ホールディングス社外取締役 株式会社ギフティ社外取締役
取 締 役	松 尾 茂	—
常 勤 監 査 役	金 木 俊 明	株式会社すずのき監査役 他子会社の監査役を兼務
監 査 役	福 原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所代表 株式会社第四北越フィナンシャルグループ社外取締 役
監 査 役	灰 原 芳 夫	灰原公認会計士事務所代表 株式会社アミューズ社外監査役

- (注) 1. 取締役新居靖之、伊能美和子、松尾茂の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、新居靖之、伊能美和子及び松尾茂の各氏を東京証券取引所（スタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役福原弘及び灰原芳夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、灰原芳夫氏を東京証券取引所（スタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 監査役灰原芳夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づき賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を取締役会において定めており、その概要は以下のとおりです。

1. 金銭報酬等の額又はその算定の決定方針

「基本報酬」は株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されます。「賞与」は単年度の連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度を基本として、個人別の額は、取締役会にて役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されますが、賞与総額は基本報酬との合算で株主総会で決議された報酬総額を超えない範囲とします。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法

業績連動報酬については、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とし、業績指標は、役位ごと、利益計画の達成度や貢献度を評価する指標を設定されます。

3. 非金銭報酬の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

株式報酬制度は、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とした業績連動型株式報酬とします。交付される株式数は、あらかじめ取締役会で決定された基準株価に役位ごと定められた業績連動係数を乗じて計算されます。

4. 取締役の個人別の報酬等の額に対する上記1. 2. 3. の割合

代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬額を最上位として、役位が下がるにつれて報酬額を低減することとしています。また業績連動報酬については、基本報酬に対する割合を7.5%～40%となるよう設計し、1年間の支給金

額総額上限をあらかじめ定めており、また金銭による業績連動報酬と非金銭（株式）による業績連動報酬の概ねの割合を定めております。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月額固定報酬として支給し、業績連動型株式報酬は、毎事業年度ごとに業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式が交付されます。

業績連動型株式報酬の内容については、担当取締役が原案を作成し、事前に代表取締役社長と社外取締役の確認を得た上で、取締役会で決定することとしており、また役員の在任期間中に不正・違反行為等があった場合は、業績連動型株式報酬の一部又は全部を制限することと定めております。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬の額について権限を有する者は、取締役会から一任を受けた代表取締役としております。委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行います。

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、決定方針を決議するとともに当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針との整合性を含めた多角的な検証を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定されております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額180百万円以内と決議されております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。また、業績連動型株式報酬については、2016年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき株式報酬制度「BBT制度」を導入しております。また、2021年6月29日開催の定時株主総会において、取締役等に給付される当社株式等の数の上限を定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定権限を代表取締役社長山野義友に委任しております。これら権限を委任した理由は、代表取締役社長は、各取締役の役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案した上で個人別の具体的な評価を行う立場にあることから、決定方針に沿うものであると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、取締役の報酬額合計額が株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内で

あることを確認しており、また決定方針において、委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行うことを定めています。

④ 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部の取締役及び執行役員に対し、グループの事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的として、株式報酬制度「B B T制度」を導入しております。

当制度は、取締役在任期間中に業績に応じて一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式を、信託を通じて交付する制度であり、付与ポイントの算定式は以下のとおりであります。

(付与ポイントの算定式)

基本報酬×業績連動係数(※)÷基準株価(B B T信託取得簿価)

(※)業績連動係数の指標は、役位ごと、次のとおり定めております。

役位	業績連動係数の指標
取締役社長・社主	連結営業利益及び連結営業利益率
取締役兼事業部門執行役員	主管事業部門の貢献利益及び貢献利益率
上記以外の取締役	連結営業利益及び連結営業利益率

指標とする利益が定められた基準を下回る場合、業績連動係数は零となります。

業績連動報酬の指標は、業績との連動を強化することで、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとし、企業価値の向上を図るため、上記指標を選択しております。

(当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績)

指標	目標 (百万円)	実績 (百万円)
連結営業利益	450以上	281
主管事業部門の貢献利益	210以上	151～224

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 員数 (人)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	86,715 (11,400)	84,240 (11,400)	— (—)	2,475 (—)	— (—)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	16,800 (7,800)	16,800 (7,800)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	103,515	101,040	—	2,475	—	12

- (注) 1. 当事業年度末現在の在籍人員は、取締役9名、監査役3名であります。支給人員は12名であります。
2. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当該他の法人等との関係
社外取締役	新 居 靖 之	新居靖之税理士事務所 代表	特別な関係はありません。
	伊 能 美和子	株式会社タカラトミー 社外取締役	特別な関係はありません。
		株式会社学研ホールディングス 社外取締役	特別な関係はありません。
	株式会社ギフティ 社外取締役	特別な関係はありません。	
松 尾 茂	—	—	
社外監査役	福 原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所 代表	特別な関係はありません。
		株式会社第四北越フィナンシャル グループ 社外取締役	特別な関係はありません。
	灰 原 芳 夫	灰原公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
		株式会社アミューズ 社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	新居 靖之	当事業年度の取締役会17回のうち17回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	伊能 美和子	当事業年度の取締役会17回のうち17回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般や経営戦略に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	松尾 茂	当事業年度の取締役会17回のうち17回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般や経営戦略に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	福原 弘	当事業年度の取締役会17回のうち15回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
	灰原 芳夫	当事業年度の取締役会17回のうち17回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役には、業務執行者から独立した立場で会社経営を客観的に監督を行うこと、少数株主との利益相反の監督を行うことを役割として期待しておりますが、当社の社外取締役3名は「②当事業年度における主な活動状況」に記載しておりますとおり、取締役会の妥当性や適正性について様々な助言・提言を行うほか、審議事項についてのリスクを指摘や改善策の提案等を行うなど、当社経営の妥当且つ適正な意思決定に寄与しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 清陽監査法人

2021年6月29日開催の第35回定時株主総会において、新たに清陽監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった監査法人元和は退任いたしました。

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
報酬等の合計額	32,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注)1. 会計監査人の報酬等については、当社監査役会が、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを検討して同意したものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日の取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。また、2008年11月18日及び2010年3月19日並びに2015年5月15日の取締役会において、一部改定しております。

会社法及び会社法施行規則に基づき、当社は、以下のとおりこの内部統制システムを整備する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談、通報体制を設け、役員及び従業員が、社内において内部通報規程を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、総務人事部長、監査役または社会保険労務士に通報（匿名可）しなければならないと定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

また、この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社企業グループ各社は、内部監査担当部門及びグループ内部監査委員会が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面、物流面での内部監査を行う。

経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行うこととする。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、「経営危機管理規程」に従い、会社全体として対応することとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限・意思決定ルールの策定により取締役の職務執行の効率化を図る。また、取締役会が機動的な判断ができるよう、取締役が出席する経営会議を月1回開催して経営に必要な情報を即時に共有する。

また、当社取締役及び事業本部長並びに子会社の社長をメンバーとするトレース会議を設け、重要テーマについて、十分な議論を行う。

業務の運営については、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能の違いを認識し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。執行役員は大幅な権限委譲のもとで、取締役会で決定された方針について、その具体的な課題・問題について協議・対応を機動的に行うこととする。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。

また、グループ共通の「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談、通報体制の範囲をグループ全体とする。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置き、同スタッフは、監査役から受けた指示事項については取締役の指揮を受けないものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは無論、そのほかコンプライアンス、リスク管理などに関する重要な事実を、直ちに監査役に報告する。

また、取締役は、監査役が行う監査業務につき、取締役または従業員並びに当社の会計監査人が全面的に協力する状況が備わるよう努める。

⑧ 財務報告に係る内部統制の推進に関する事項

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

⑨ 反社会的勢力の排除に関する事項

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに

に、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しているが、具体的には以下の取り組みを行っている。

- i) 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席している。その他、コンプライアンス委員会を12回、トレース会議を49回開催している。
- ii) 監査役は、監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っている。
- iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施している。また、内部監査連絡会を12回開催し、当社代表取締役及び他の取締役、監査役に対し、業務監査及び内部統制監査の報告を行っている。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、配当金につきましては、財政状態などを総合的に勘案しつつ、業績に応じた成果の配分を株主の皆様に行うことを基本方針としております。また、株主の皆様へ、機動的な利益還元を行うことができるよう、取締役会決議により、会社法第459条第1項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

内部留保につきましては、継続的な安定成長を目指しつつ、経営基盤の強化のため、有効に活用してまいります。

また、自己株式につきましては、将来の株式価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株につき1円とさせていただきます。今後も安定的な利益還元が行えるよう努めてまいりますので、株主の皆様には、引き続き、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,831,690	流動負債	6,168,775
現金及び預金	3,777,456	支払手形及び買掛金	991,766
売掛金	2,421,668	電子記録債務	601,381
商品及び製品	1,385,109	短期借入金	1,950,000
貯蔵品	331	1年内返済予定の長期借入金	335,469
その他	258,888	未払金	429,933
貸倒引当金	△11,763	前払受金	1,378,025
固定資産	1,465,424	未払法人税等	29,164
有形固定資産	372,153	賞与引当金	68,145
建物及び構築物	277,408	株主優待引当金	6,523
工具器具備品	25,145	資産除去債務	12,572
土地	40,211	その他	365,793
リース資産	29,387	固定負債	1,962,841
無形固定資産	23,452	長期借入金	1,548,975
のれん	9,520	長期未払金	42,866
その他	13,932	退職給付に係る負債	21,508
投資その他の資産	1,069,818	役員株式給付引当金	31,894
投資有価証券	141,979	資産除去債務	281,290
長期貸付金	38,555	繰延税金負債	2,991
敷金及び保証金	828,942	その他	33,314
繰延税金資産	17,372	負債合計	8,131,616
その他	67,631	(純資産の部)	
貸倒引当金	△24,662	株主資本	1,221,099
資産合計	9,297,114	資本金	30,000
		資本剰余金	165,976
		利益剰余金	1,124,427
		自己株式	△99,303
		その他の包括利益累計額	△55,601
		その他有価証券評価差額金	△55,601
		純資産合計	1,165,498
		負債及び純資産合計	9,297,114

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,175,528
売上原価		6,486,072
売上総利益		6,689,455
販売費及び一般管理費		6,408,024
営業利益		281,431
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,844	
受取地代家賃	1,752	
助成金収入	2,369	
その他の	13,076	19,041
営業外費用		
支払利息	26,689	
障害者雇用納付金	3,850	
その他の	4,667	35,206
経常利益		265,266
特別利益		
固定資産売却益	7,932	
雇用調整助成金	244,218	
その他の	11,508	263,658
特別損失		
固定資産除却損失	1,543	
減損損失	43,066	
新型コロナウイルス感染症による損失	356,435	
店舗閉鎖損失	6,014	
その他の	515	407,575
税金等調整前当期純利益		121,350
法人税、住民税及び事業税	51,441	
法人税等調整額	△31,644	19,796
当期純利益		101,553
親会社株主に帰属する当期純利益		101,553

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	—	1,022,874	△99,303	1,023,570
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	47,988	47,988			95,976
減 資	△117,988	117,988			—
親会社株主に帰属する当期純利益			101,553		101,553
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△70,000	165,976	101,553	—	197,529
当 期 末 残 高	30,000	165,976	1,124,427	△99,303	1,221,099

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△15,451	△15,451	—	1,008,119
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				95,976
減 資				—
親会社株主に帰属する当期純利益			—	101,553
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40,150	△40,150		△40,150
当 期 変 動 額 合 計	△40,150	△40,150	—	157,379
当 期 末 残 高	△55,601	△55,601	—	1,165,498

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,468,236	流動負債	4,945,748
現金及び預金	2,671,798	支払手形	335,710
売掛金	1,579,505	電子記録債務	337,613
商品及び製品	995,071	買掛金	387,433
貯蔵品	331	短期借入金	1,650,000
前渡金	5,701	1年内返済予定の長期借入金	235,044
前払費用	86,924	リース債務	10,670
その他	140,640	未払金	244,109
貸倒引当金	△11,737	未払費用	96,462
固定資産	1,906,927	未払法人税等	21,599
有形固定資産	179,238	未払消費税等	78,907
建物	136,619	前受金	725,288
工具器具備品	11,194	預り金	21,940
土地	9,100	賞与引当金	31,112
リース資産	22,323	株主優待引当金	6,523
無形固定資産	10,535	資産除去債務	6,389
ソフトウェア	9,080	グループ預り金	756,944
その他	1,455	固定負債	1,323,800
投資その他の資産	1,717,154	長期借入金	1,059,506
投資有価証券	102,776	役員株式給付引当金	31,894
関係会社株式	800,261	リース債務	14,025
関係会社長期貸付金	266,537	繰延税金負債	1,532
長期前払費用	7,769	資産除去債務	171,541
敷金及び保証金	580,641	その他	45,300
その他	59,155	負債合計	6,269,549
貸倒引当金	△99,988	(純資産の部)	
資産合計	7,375,164	株主資本	1,165,661
		資本金	30,000
		資本剰余金	165,976
		その他資本剰余金	165,976
		利益剰余金	1,068,989
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,043,989
		繰越利益剰余金	1,043,989
		自己株式	△99,303
		評価・換算差額等	△60,047
		その他有価証券評価差額金	△60,047
		純資産合計	1,105,614
		負債及び純資産合計	7,375,164

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,409,085
売 上 原 価		3,993,364
売 上 総 利 益		4,415,721
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,197,805
営 業 利 益		217,916
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51,788	
協 賛 金 収 入	1,964	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,450	
そ の 他	7,342	71,545
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,253	
そ の 他	2,808	39,061
経 常 利 益		250,401
特 別 利 益		
雇 用 調 整 助 成 金	215,405	
そ の 他	6,055	221,461
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,543	
減 算 損 失	18,337	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	320,333	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,409	
そ の 他	515	344,138
税 引 前 当 期 純 利 益		127,723
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,599	
法 人 税 等 調 整 額	△3,576	18,022
当 期 純 利 益		109,701

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	100,000	—	—	—	25,000	934,288	959,288	△99,303
当期変動額								
新株の発行	47,988	47,988		47,988				
減 資	△117,988	△47,988	165,976	117,988				
当期純利益						109,701	109,701	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△70,000	—	165,976	165,976	—	109,701	109,701	—
当期末残高	30,000	—	165,976	165,976	25,000	1,043,989	1,068,989	△99,303

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	959,984	△19,370	△19,370	940,614
当期変動額				
新株の発行	95,976			95,976
減 資				
当期純利益	109,701			109,701
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△40,677	△40,677	△40,677
当期変動額合計	205,677	△40,677	△40,677	165,000
当期末残高	1,165,661	△60,047	△60,047	1,105,614

連結注記表及び個別注記表について

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.yamano-hd.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 光成 卓郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三橋 留里子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年4月28日開催の取締役会において、東京ガイダンス株式会社の株式取得により子会社化することを決議し、2022年5月2日付で取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 橋 留 里 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年4月28日開催の取締役会において、東京ガイダンス株式会社の株式取得により子会社化することを決議し、2022年5月2日付で取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、清陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は2022年4月28日開催の取締役会において、東京ガイダンス株式会社の株式取得により子会社化する決議をし、2022年5月2日付で株式取得を完了しています。
- (2) 「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は2022年4月28日開催の取締役会において、株式会社千葉銀行より資金借入を行うことについて決議し、2022年5月2日付で借入を実行しています。
- (3) 「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は2022年5月13日開催の取締役会において、株式会社OLD FLIPの株式取得により子会社化する決議をしており、2022年6月1日付の株式取得完了を予定しています。
- (4) 「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第36回定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議しています。

当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2022年5月30日

株式会社ヤマノホールディングス 監査役会

常勤監査役 金 木 俊 明 ㊟

社外監査役 福 原 弘 ㊟

社外監査役 灰 原 芳 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(電子提供制度)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	附則
(新設)	<p>第1条 定款第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</p>
(新設)	<p>第2条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p>
(新設)	<p>第3条 本附則は、2023年3月1日または前条の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の目的

資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額的全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではございません。また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にはなんら変更はございません。

2. 資本金の額の減少の要領

2022年3月31日現在の資本金の額30,000,000円のうち20,000,000円を減少させ、全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。減資した後の資本金の額は10,000,000円となります。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月3日

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> やまののりこ 山野の功子 (1941年9月1日生)	1971年7月 株式会社ヤマノビューティメイト(現株式会社ヤマノビューティメイトグループ)設立に参加、美容部長 1982年1月 株式会社ヤマノビューティメイト取締役 1986年10月 ヤマノクレスティアカデミー(現ヤマノエステティック総合学院)開校、副校長 1989年8月 株式会社ヤマノビューティケミカル代表取締役 1991年4月 全日本エステ指導育成協会設立、副会長 1995年8月 株式会社ヤマノビューティメイト(現株式会社ヤマノビューティメイトグループ)代表取締役社主(現任) 1995年8月 ヤマノクレスティアカデミー(現ヤマノエステティック総合学院)開校、校長 1995年8月 全日本エステ指導育成協会会長(現任) 2005年4月 ヤマノエステティック総合学院学長(現任) 2013年11月 山野愛子どろんこ美容株式会社代表取締役社主(現任) 2016年9月 株式会社ヤマノネットワーク代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社すずのき取締役社主(現任) 2017年6月 当社取締役社主(現任) 2018年8月 一般社団法人日本技術技能教育協会代表理事(現任)	2,118,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<div style="text-align: center;">再任</div> やまの よしとも 山 野 義 友 (1970年2月17日生)	2001年10月 株式会社ヤマノリテーリングス取締役副社長 2002年6月 同社代表取締役社長 2004年6月 当社取締役 2005年1月 株式会社アールエフシー取締役 2007年1月 株式会社ヤマノ1909セイビング取締役 2009年5月 株式会社マイスタイル代表取締役社長 2009年10月 当社取締役副社長兼営業本部長 2010年5月 株式会社アールエフシー代表取締役社長 2010年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2010年6月 株式会社ヤマノ1909セイビング代表取締役社長 2012年3月 HMリテーリングス株式会社代表取締役社長 2012年10月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社長 2013年4月 株式会社ら・たんす山野代表取締役社長 2015年11月 株式会社すずのき代表取締役会長 (現任) 2016年6月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役会長 2018年7月 株式会社みうら代表取締役社長 (現任) 2018年8月 ハートコア株式会社社外取締役 (現任) 2019年10月 株式会社L. B. G代表取締役会長 2020年3月 株式会社マンツーマンアカデミー代表取締役会長 (現任) 2020年6月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社長 (現任) 2021年4月 株式会社L. B. G代表取締役会長兼社長 (現任)	3,848,500株
3	<div style="text-align: center;">再任</div> おかだ みつひろ 岡 田 充 弘 (1959年2月3日生)	1983年7月 当社入社 2003年4月 当社連結管理部長 2011年6月 当社執行役員管理副本部長兼連結管理部長 2012年4月 当社執行役員管理副本部長兼財務経理部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員管理副本部長兼財務経理部長 2014年4月 HMリテーリングス株式会社取締役 2014年6月 株式会社ヤマノセイビング取締役 (現任) 2015年11月 株式会社すずのき取締役 (現任) 2016年11月 株式会社マイスタイル取締役 2018年4月 当社取締役常務執行役員管理副本部長 2018年8月 株式会社みうら取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長 (現任) 2019年10月 株式会社L. B. G取締役 (現任) 2020年3月 株式会社マンツーマンアカデミー取締役 (現任)	33,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社 株式の数
4	<div style="text-align: center;">再任</div> もんじ こういち 文字 孝一 (1958年12月13日生)	1981年4月 西武きもの商事株式会社入社 1998年4月 株式会社かねもり きもの京都事業部販売部長 2009年7月 株式会社ら・たんす山野取締役社長 2013年10月 当社和装宝飾事業本部長 2014年4月 当社常務執行役員和装宝飾事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員和装宝飾事業本部長(現任)		31,700株
5	<div style="text-align: center;">再任</div> たちばな しんご 橘 眞吾 (1958年10月22日生)	2007年10月 株式会社ヤマノリテーリングス入社和装事業本部営業部長 2011年4月 同社和装事業本部長 2012年4月 HMリテーリングス株式会社執行役員営業本部長 2013年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年7月 当社常務執行役員きもの事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員きもの事業本部長(現任)		20,600株
6	<div style="text-align: center;">再任</div> たかだ よういち 高田 陽一 (1950年4月25日生)	1973年4月 株式会社ユニー入社 1978年4月 株式会社さが美 関東商品部MD 1998年3月 同社執行役員商品部長 2000年3月 同社取締役商品本部長 2004年2月 同社取締役きもの事業部本部長 2006年2月 株式会社すずのき専務取締役 2006年8月 同社代表取締役社長 2008年2月 株式会社すずのきを設立し株式会社さが美傘下より独立、代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社取締役常務執行役員(現任)		11,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社 株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> 伊能美和子 (戸籍名： 近藤美和子) (1964年10月11日生)	1987年4月 1997年7月 2012年7月 2015年8月 2017年7月 2020年1月 2020年1月 2020年6月 2020年6月 2020年12月 2022年3月	日本電信電話株式会社入社 株式会社N T Tコミュニケーションズ入 社(分社化) 株式会社ドコモ 転籍 株式会社ドコモgacco 代表取締役社長 タワーレコード株式会社 代表取締役副 社長 東京電力ベンチャーズ株式会社入社 TEPCOライフサービス株式会社 取締役 当社社外取締役 (現任) 株式会社タカラトミー 社外取締役 (現 任) 株式会社学研ホールディングス 社外取 締役 (現任) 株式会社ギフティ 社外取締役 (現任)	—
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>伊能美和子氏は、長年にわたり日本電信電話株式会社に従事し企業内起業家として、メディアコンテンツ領域の新事業開発に従事。N T T研究所開発技術を活用し、音楽の著作権処理フローの大変革を実現。タワーレコード株式会社の代表取締役副社長を務めた経験もあり、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>なお、当社は伊能美和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> まつおしげる 松尾 茂 (1963年8月18日生)	1987年4月 富士通株式会社入社 1999年4月 Fujitsu Thailand CO.,Ltd. 出向(財務責任者) 2004年9月 富士通株式会社 経理担当部長 2004年10月 同社電子デバイス事業本部第二経理部長 2008年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向 2011年1月 富士通株式会社 財務経理本部ディレクター 2012年10月 同社 財務経理本部シニアディレクター 2014年7月 日本電産株式会社入社CF O戦略室部長 2014年10月 同社CF O戦略室長 2015年5月 同社汎用モーター事業本部CF O 2016年7月 同社GMS 事業部CF O兼管理統括部長 2017年3月 株式会社SH I F T入社 取締役副社長 2017年10月 SH I F T Global Pte Director 2020年6月 当社取締役(現任)	—
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>松尾茂氏は、富士通株式会社において財務経理本部シニアディレクターを務め、日本電産株式会社においてはCF O兼管理統括部長を務められるなど、長年にわたり企業での要職を歴任し、財務会計及び管理部門の豊富な見識を有しております。また株式会社SH I F Tにおいては取締役副社長を務めた経験もあることから、幅広い知見をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>なお、当社は松尾茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社 株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新任 社外 独立 </div> くもんひろこ 公文裕子 (1943年5月2日生)	1992年4月	山野美容芸術短期大学 美容芸術学科 学科長	—
		2010年4月	山野美容芸術短期大学 客員教授(現任)	
		2010年6月	一般社団法人ウエルネスアカデミー 理事(現任)	
		2012年3月	株式会社エックスワン 取締役副社長	
		2013年7月	一般社団法人国際文化協会 理事(現任)	
		2017年5月	株式会社エックスワン 顧問(現任)	
選任理由及び期待される役割の概要 公文裕子氏は、ミス・インターナショナル日本代表(1967年)として選出されたことを契機に、国内外の複数の美容学校を経て美容師資格を取得した後、美容家として長年企業で美容指導や商品開発などに携わる一方で山野美容芸術短期大学の開学から携わるほか、各大学で美容芸術・美容福祉分野の教育にもあたられてきました。「美と健康」をテーマにメディアで活動される傍ら、美容関連企業の株式会社エックスワンでは取締役副社長を務め、ミス・インターナショナルを運営する一般社団法人国際文化協会や一般財団法人ウエルネスアカデミーでは理事を務めていることから、当社の企業理念に基づいた視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけると判断し、社外取締役として選任するものであります。 なお、当社は公文裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主からの損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 伊能美和子氏は社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 松尾茂氏は社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 公文裕子氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は公文裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は現在、伊能美和子氏及び松尾茂氏との間で会社法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。また、公文裕子氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。
 なお、その契約内容は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

